

（表）

第 号
調 査 員 証
所属部署名
職 名
氏 名
生年月日
上記の者は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例第17条第3項の規定に基づく調査の権限を有する者であることを証明する。
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）
東京都知事

大きさ 縦5.5センチメートル

横9.1センチメートル

（裏）

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）（抜粋）
（調査等）
第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第15条第1項若しくは第3項から第5項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による届出を行ったマンションの管理組合又は区分所有者等に対し、その管理状況について必要な報告を求め、又は当該管理組合若しくは当該区分所有者等の協力を得て、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、当該マンションに立ち入り、書類その他の物件を調査させることができる。
2 知事は、第15条第1項、第3項若しくは第5項又は前条第1項若しくは第2項の規定により管理状況に関する事項について届出を要するマンションの管理組合から正当な理由なく届出がない場合においては、当該管理組合又は区分所有者等に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。
3 前2項の規定によりマンションに立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第1項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。